

あまくさ暮らし観光スクール事業企画運営業務委託に係る 公募型プロポーザル実施説明書

次のとおり、公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和 8 年 7 月 13 日

天草市長 馬場 昭治

1 実施の目的

美しい景勝地や大型レジャー施設等「非日常」に触れる「観光」とは一線を画し、天草ならではの「日常」を体験する「暮らし観光」を、天草の新たな観光スタイルとして促進している。

今年度も引き続き、「まち歩き」「写真」「SNS」をキーワードに、天草で暮らしている若い世代が中心になり、日常に根ざした天草の魅力を“自分ごと”として捉え、参加者自らが積極的に発信していく必要性を認識しながら、共感しあえる仲間を増やすことで、「天草の魅力を知り、もっと天草のことが好きになること（シビックプライドの醸成）」「天草を好きで、天草を選んで天草の暮らしに触れる若者を増やすこと（関係人口の増加）」「暮らし観光のコンテンツの創出（市内外での暮らし観光の認知度向上、体制確立）」につなげることを目的とする。

「交流により魅力を伝える『天草スタイル』の観光の確立」に向けて本事業のさらなる展開を図っていく必要があるため、本業務の業務委託により施行することとし、受託者の選定にあたっては優れた企画力とノウハウを持つ事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 あまくさ暮らし観光スクール事業企画運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務説明書（仕様書）」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- (4) 契約上限金額 5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 代表者及び契約締結代表者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法第 17 条又は民事再生法第 21 条の規定による、更生又は再生手続きをしている法人でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる者でないこと。
- (5) 天草市物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領若しくは、天草市工事等請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でない者。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市税の滞納がない者。
- (7) 当該プロポーザルに付する業務に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得て

いる者。

- (8) 営業開始後 1 年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業再開後 1 年を経過していない者のいずれにも該当しない者。

4 実施説明書、業務説明書（仕様書）等の交付

- (1) 交付期間 令和 8 年 7 月 13 日（月）から 7 月 23 日（木）まで

- (2) 交付方法 天草市ホームページに記載する。

[天草市ホームページ] ⇒ [観光・産業・しごと] ⇒ [入札・契約] ⇒ [公募型指名競争入札・プロポーザル情報] の当該ホームページ内からダウンロード可能

5 実施説明書、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（様式第 7 号）に必要な事項を記載し、電子メールで送信すること。

- (1) 質問の受付場所 15 担当部署 に同じ

- (2) 質問の受付期間 令和 8 年 7 月 13 日（月）から 7 月 17 日（金）午後 5 時 15 分まで。

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、天草市ホームページに掲載する。

6 参加表明書の提出

当該プロポーザル手続きにおいて、技術提案書の提出者を選定するため、参加を希望する者は、参加を表明する書類として以下の書類を提出する。

- (1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）

※天草市指名競争入札（見積）参加資格者未登録の場合は下記（ア）（イ）を添付すること。

（ア）滞納のない証明書（国税・市税を含む地方税）

（イ）営業に関し、許可・認可等を必要とする場合は、その許可証の写し

イ 会社概要（様式第 2 号）

ウ 業務実績調書（様式第 3 号）

エ 業務の実施体制（様式第 4 号）

オ 配置予定技術者調書（様式第 5 号の 1、5 号の 2）

カ 参考見積書（任意様式）

- (2) 制作にあたっての注意事項

ア A 4 縦長左綴じでクリップ留めとして、合計 1 部作成する。

イ 業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。

- (3) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限 令和 8 年 7 月 23 日（木） 午後 5 時 15 分まで（必着）

※提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

イ 提出場所 15 担当部署 に同じ

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

- (4) 参加表明書の審査等（技術提案書の提出要請）

ア 提出されたプロポーザル参加表明書については、本市職員のうちから選任する「あまくさ暮らし観光スクール事業企画運営業務委託プロポーザル審査会」が評価をおこない、技術提案書の提出者を選定する。選定された者には技術提案書の提出要請書を送付し、技術提案書の提出を求める。

ただし、提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査（ヒアリング）において、技術提案書の提出者全てによる選考会を実施する。

イ 参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかった者に対して、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。

ウ イによる通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、非選定理由について説明を求めることができる。

エ ウにより説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

7 技術提案書等の提出

(1) 技術提案に必要な書類及び提出部数

ア 技術提案書（様式第6号） 原本1部

イ 企画提案書（任意様式） 原本1部、副本7部

※9 審査項目及び評価基準、仕様書を踏まえ作成。A4版20ページ以内

（構成例）

項目	頁目安	備考
会社概要	1	会社概要（様式第2号）の活用も可
本業務に関連する実績	1	業務実績調書（様式第3号）の活用も可
実施体制	1	業務の実施体制（様式第4号）の活用も可
管理技術者・担当者経歴等	1	配置予定技術者調書（様式第5号の1、5号の2）の活用も可
スケジュール	1	工程表（任意様式）の活用も可
実施フロー・流れ	1	
現状把握（本市の現況）	1	
スクールの全体企画	2	
スクールの運営方法	4	
受託した場合の強み等	1	
メディア媒体等の活用支援・分析方法	2	
制作物（キービジュアル）のイメージ	1	
効果検証	1	
独自の提案	2	
合計	20	

ウ 工程表（任意様式） 1部

エ 見積書及び内訳書（任意様式） 1部

※技術提案に基づく積算を行うこと

(2) 技術提案書の提出方法等

ア 提出期限 令和8年8月28日（金） 午後5時15分まで（必着）

※提出期限後に到着した技術提案書等は無効とする。

イ 提出場所 15 担当部署 に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

8 ヒアリング（選考会）の実施

- (1) 日程 令和8年9月1日（火）（予定） 詳細については対象者に別途連絡する。
- (2) ヒアリングについては、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された技術提案書等のみを使用し、追加資料の使用は認めないものとする。
- (3) ヒアリングにおいて、机、椅子、モニター1台及び電源は当市で用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。なお提案者側が持ち込んだ物品を使用しても可とする。
- (4) 本審査への出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者）とし、ヒアリング時間は1者あたり35分程度（準備5分、説明20分以内、質疑10分程度）を予定している。

9 審査項目及び評価基準

技術提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、審査及び評価を行う。

- (1) 企画提案内容等に関する項目【配点70点】
 - ア 実施工程（作業スケジュール）
 - イ 現状把握（市の現況、社会経済情勢等）
 - ウ スクールの全体企画（暮らし観光の理解、ターゲットの明確化等）
 - エ スクールの運営方法（シビックプライドの醸成、本質的なコミュニケーションを図る場の創出等）
 - オ メディア媒体等の活用支援・分析（分析方法、メディア媒体の活用支援方法等）
 - カ 制作物のイメージ（効果的なPRにつながる制作物である期待値等）
 - キ 効果検証（参加者のスクール前後の意識や行動の変化等効果検証の方法）
 - ク 独自の提案（複数の視点や自社の強みから提案される代替案等）
- (2) 実施体制、実績等に関する項目【配点10点】
 - ア 実施体制（人員、情報提供体制）
 - イ 業務実績（過去5年間の実績）
- (3) 見積金額・ヒアリングに関する項目【配点20点】
 - ア 見積金額
 - イ ヒアリング（技術提案の説明が明瞭、根拠が明確、担当者の意欲等）
- (4) 契約候補者の選定
 - ア 提出された技術提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
 - イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
 - ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。
 - エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

10 審査結果の通知・公表

- (1) 全提案者の順位と点数は、技術提案書等を提出した全ての者に書面にて通知するとともに、天草市ホームページにおいて公表する。
- (2) 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明
 - ア 10(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、

当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

イ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおり

（ア）受付場所 15 担当部署 に同じ

（イ）受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

ウ アに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

エ 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

1 1 契約の締結

(1) 受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金の納付義務

有。ただし、天草市契約規則第 20 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の可否

作成を要する。

(4) 支払条件

後払いとする。ただし、委託者が必要と認める場合は、この限りではない。

1 2 無効となる提案等

(1) 次に該当する提案は無効とする。

ア 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 技術提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 本説明書に示した技術提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が 2(4)における契約上限金額を超える提案

オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(2) 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

1 3 その他留意事項

(1) 技術提案書等の制作等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに参加を希望する者で、本市の競争入札参加資格を有していない者は、令和 8 年 8 月 31 日(月)までに、天草市ホームページに掲載している「天草市入札参加資格審査申請システム」に指名競争入札（見積）参加資格審査に必要な事項の入力及び所定の書類データを添付することで資格審査の申請を行い、契約の締結日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒863-8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号

天草市総務部契約検査課物品契約係

電 話：0969-23-1111（代表）

(3) 本プロポーザルの提案者が本市から受領した書類は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

(4) 1 者につき提案は 1 つとし、複数の提案はできない。

(5) 契約内容の履行にあたり、技術提案書等に記載した実施体制の変更は原則として認めない。

ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本市が認める場合はこの限りでない。

- (6) 技術提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面により届け出るものとする。
- (7) 技術提案書等の提出後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (8) 技術提案書等の著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、天草市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は技術提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- (9) 提出された技術提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (10) 技術提案書等は、返却しない。
- (11) 技術提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

14 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおり

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和8年7月13日（月）から 令和8年7月23日（木）まで
参加表明書審査結果通知及び技術提案書等提出要請	令和8年7月29日（水）
技術提案書の提出	技術提案書等提出要請日 から令和8年8月28日（金）まで
ヒアリング	令和8年9月1日（火）予定 ※技術提案書提出要請と併せて通知
技術提案書審査結果の通知	令和8年9月3日（木）予定
契約締結	令和8年9月17日（木）予定

15 担当部署

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号

天草市観光文化部観光振興課地域観光・プロモーション推進係

電話：0969-32-6787・FAX：0969-23-1999

メールアドレス kankou-a@city.amakusa.lg.jp